

令和7年度 総務教育常任委員会 次第

日時 令和7年9月4日（木）

午前10時00分～

場所 福島町議会 議場

1 委員長 開催の挨拶

2 案 件

（1）所管事務調査について

・調査事件1 原石売払いについて

（2）意見書の採択について

① 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

（陳情団体 北海道道路整備促進協会 会長 興部町長 裕 一寿

北海道治水砂防海岸事業促進同盟 会長 厚真町長 宮坂 尚市朗）

② 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書

（陳情団体 函館民商女性部 部長 紙 満寿美）

（3）定例会9月会議後の休会中の所管事務調査について

○休会中に調査する事件

1. _____

2. _____

3. _____

_____その他所管に関する事項について_____

（4）報告事項について

① 福島町の休日定める条例の一部を改正する条例

② 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

③ 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

3 その他

4 委員会 閉会の挨拶

(1) 意見書の採択について (2件)

① 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 P 2

陳情団体 北海道道路整備促進協会 会長 興部町長 裕 一寿

北海道治水砂防海岸事業促進同盟

会長 厚真町長 宮坂 尚市朗

② 所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書 P 4

陳情団体 函館民商女性部 部長 紙 満寿美

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの問題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

- 5 冬期交通における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

所得税法第 56 条及び関連条項の見直しを求める意見書(案)

地域経済の担い手である中小零細業者の営業は、家族従業者の労働によって支えられている。しかし所得税法第 56 条(以下、56 条という)は、家族従業者の働き分を必要経費として認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得とみなされ、家族従業者は労働基本権を奪われた状態になっている。

現在、家族従業者の労賃は、所得税法第 57 条の各項で定められている通り、白色専従者控除として年間、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで最低賃金にも達していない。青色申告では家族従業者の給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を得ることが前提の例外規定である。いずれの場合も 56 条のもとで、家族従業者が労働の対価として給与を受け取るという権利は認められていない。

第 72 国会(1974 年 6 月 3 日)ではすでに「青色・白色を問わず店主・家族従業者の自家労賃を認め、完全給与制にすること」と全会一致で採択がされており、2016 年には国連女性差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」と日本政府に対し同法の見直しを勧告している。政府自身も 56 条見直しを検討すると、国会で答弁しており 56 条についての問題は明確になっているが、実効的な対応がとられていないままである。

国は男女共同参画や中小企業の事業承継を推進する方針を打ち出しているが、それらに逆行する同法がまだ改善されていないのは大きな問題である。

コロナ禍には、多くの中小事業者が厳しい状況にある中で、家族従業者は傷病手当金の算定などでも不利な状況におかれた。

よって国におかれては、所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣